News Release





2024年4月19日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みおよび 手形・小切手帳発行手数料の改定について

西日本シティ銀行(頭取 村上 英之)は、政府・産業界・金融界が連携して進める「2026 年度 末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組み*の一環として、下記のとおり、当座 預金の新規口座開設の受付停止などの取組みや手形・小切手帳発行手数料の改定を行うことと いたしましたので、お知らせします。

当行は、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

※2021 年 6 月に政府が公表した「成長戦略実行計画」の中に、「5 年後の約束手形の利用の廃止」、「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受けて、一般社団法人全国銀行協会は「2026 年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しています。

記

1. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み

(1) 当座預金の新規口座開設の受付停止

受付停止日	内容	
2024年7月1日(月)	・2024年7月1日から当座預金の新規口座開設の受付を停止します。	
	・なお、既に当座預金をお持ちのお客さまについては、引き続き	
	ご利用いただけます。	
	(注) 事業資金にかかる新たな新規口座開設をご希望の場合は、	
	「普通預金」または「決済用普通預金」をご利用ください。	

(2) 支払期日が 2027 年 4 月以降の手形・小切手の取立受付停止

取立受付停止日	内容
	・2024年7月1日から2027年4月1日(木)以降を支払期日とする
	手形・小切手について、取立受付を停止します。
	(注) 2027 年 4 月 1 日以降を支払期日とする手形等を取立てする
2024年7月1日(月)	場合は、2024 年 6 月 28 日 (金) までに取引店にお持ち込み
	ください。
	(注)2027 年 4 月 1 日(木)以降を支払期日とする手形・小切手に
	ついては、支払呈示期間中に取引店にお持ち込みください。

2. 手形・小切手帳発行手数料の改定

2024年11月1日(金)から、手形・小切手帳発行手数料を以下のとおり改定します。

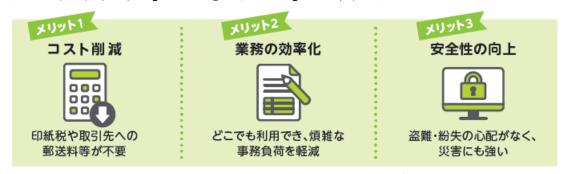
	手数料種類	改定前	改定後
手形帳発行手数料	約束手形・為替手形 1冊(50枚)	2,200 円	5,500 円
小切手帳発行手数料	当座小切手帳 1冊(50枚)	2,200 円	5,500 円

※消費税込み

◎「ビジネスダイレクト」・「でんさいサービス」のご案内

当行では、手形・小切手に代わる決済手段として、来店不要でパソコン等からお取引できる「ビジネスダイレクト」や「でんさいサービス」をおすすめしています。詳しくは、以下の当行ホームページ、またはお取引店、お近くの営業店にお問い合わせください。

<「ビジネスダイレクト」・「でんさいサービス」のメリット>



く当行ホームページ>

ビジネスダイレクト: https://www.ncbank.co.jp/hojin/business direct/service top.html でんさいサービス: https://www.ncbank.co.jp/hojin/business direct/densai top.html

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業企画部 赤木 TEL 092-476-2257 2024 年 7 月 1 日以降の「手形・小切手の取立受付停止」に伴い、代金取立規定に以下の項目を 追加します。

対象となる規定	改定前	改定後 (2024年7月1日より改定)
代金取立規定	1. 取扱証券類	1. 取扱証券類
	手形、小切手、公社債、利札、配当金	手形、小切手、公社債、利札、配当金
	領収書その他の証券のうち、預金口座へ	領収書その他の証券のうち、預金口座へ
	直ちに受入れができないもの(以下	直ちに受入れができないもの(以下
	「証券類」という。)は、代金取立として	「証券類」という。) は、代金取立として
	取扱います。	取扱います。
		2. 対象となる手形、小切手
		対象となる手形、小切手は、支払
		期日が 2027 年 3 月 31 日までの約束
		手形・為替手形および振出日が 2027 年
		3月31日までの小切手とします。
		2027年4月以降が期日の約束手形・
		為替手形と 2027 年 4 月以降が振出日の
		小切手は取立受付の対象外となります。
	2. 要件の補充等	3. 要件の補充等
	(1) 手形要件、小切手要件の白地は	(1) 手形要件、小切手要件の白地は
	あらかじめ補充してください。当行は	あらかじめ補充してください。当行は
	白地を補充する義務を負いません。	白地を補充する義務を負いません。
	(2) 証券類のうち裏書等の必要がある	(2)証券類のうち裏書等の必要がある
	ものはその手続を済ませてください。	ものはその手続を済ませてください。
	(3) 手形、小切手の取立にあたって	(3) 手形、小切手の取立にあたって
	は、複記のいかんにかかわらず、所定の	は、複記のいかんにかかわらず、所定の
	金額欄記載の金額によって取扱います。	金額欄記載の金額によって取扱います。